

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大防止のための今後の方針

令和3年4月5日

京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言が、3月21日をもってすべての都道府県で解除となりましたが、京都府においては、最近の感染数の増加を受けて、4月5日から4月21日までの新たな対策が示されました。

このため、京丹波町では、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部の「厳重警戒期到達を踏まえた感染再拡大防止対策」に準じて、次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策を継続して実施いたします。

町民の皆様におかれましては、感染拡大の防止に向けて、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆ 感染の再拡大を徹底して防ぐためのお願い

(1) 一人ひとりが、うつらない、うつさない行動を!

- ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、3密の回避など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・人と人との接触機会を減らすため、各種イベント等、屋外での活動も慎重に行動してください。
- ・特に、歓送迎会や花見の宴会等は自粛をお願いします。
- ・感染の多くは飛沫感染です。ウイルスは主に鼻と口から入ります。
会話の時は必ずマスクをしましょう!
- ・大阪府、兵庫県や首都圏1都3県など感染拡大地域への往来は、極力控えてください。京都府内の往来についても、必要性を検討して行動してください。

(2) 飲食機会における感染を防ぐために

- ・飲食時のきょうとマナーにご協力をお願いします。

<きょうとマナー>

- ① 適切なアクリル板や換気設備のあるお店で!
- ② 会話の時は、マスクを着用!
- ③ 食事前、退店時には手指消毒を!
- ④ お店では大声で話さないでください!
- ⑤ 2時間、4人までを目安に!

- ・宴会、家族以外のホームパーティーは控えてください。
- ・外食時は、一人で食べる「個食」黙って食べる「黙食」にご協力くだ

さい。

- ・カラオケを行う設備を提供している事業者の方は、マスク着用による飛沫防止など感染防止対策を徹底してください。
- ・事業者の皆様におかれましては、家族等をやむを得ず5人以上の予約が入る場合は、万一感染が確認された場合の接触者の特定のため、連絡先が把握できるよう協力を求めてください。

(3) イベント等における感染を防ぐために

イベント主催者等の皆様には、以下の要件に沿った開催をお願いします。

- ① 実施期間 4月21日まで
- ② 上限人数 5,000人以内又は屋内開催の場合は、参加者数を施設の収容率50%以内(10,000人以内)のいずれか大きい方。
※大声での歓声等がない場合：100%
- ③ 営業時間 21時まで
- ④ 事前協議 全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントを実施する場合は、事前に京都府相談窓口へ相談してください。

(新型コロナウイルス感染症対策本部運営チーム 075-414-5658)

(4) 職場における人と人との接触機会を減らすために

テレワークをより推進いただくとともに、ローテーション勤務や時差出勤、週休の分散化、休暇取得等により、職場での「密」を回避して下さい。

(5) 大学生等への要請

部活動や課外活動等における感染防止対策を徹底いただくとともに、飲食を伴う行事(歓送迎会、サークル等のコンパ等)は禁止します。

(6) 高齢者施設等の皆様へ

- ・引き続き、医療機関、高齢者施設等における面会の自粛をお願いします。(職員、利用者等、病院、施設に出入りする皆様も。)
- ・新しい生活様式の実践など感染防止対策を徹底してください。

◆ 役場の勤務体制について

事業者様への要請事項(4)「職場における人と人との接触機会を減らすために」と同様の取り組みを行うなど、感染症対策を実施します。